表－１
①　入札説明書の配布期間
　令和３年12月24日から令和４年３月23日（最終日は17時00分まで）
②　申請書及び確認資料の提出期間
　令和３年12月24日から令和４年２月２日９時30分から17時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
③　入札書の提出期限
　令和４年３月23日13時30分まで
④　開札日時
　令和４年３月28日13時30分
⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間
　令和４年２月24日から令和４年３月23日（利付国債の提供の場合は、令和４年３月９日まで）

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該工事に係る令和３年度補正予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。
令和３年12月24日
支出負担行為担当官
沖縄防衛局長　小野　功雄
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47
○第２号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　石垣島（３補）宿舎新設建築追加工事（その１）
⑶　工事場所　石垣市街
⑷　工事内容　本工事は、石垣市内における以下の施設の整備に係る建築工事一式を行うものである。
１．宿舎Ａ　新設（ＲＣ－４／延床面積約4,315㎡）（仕上工事の一部）
２．宿舎Ｂ　新設（ＲＣ－４／延床面積約1,856㎡）（仕上工事の一部）
なお、本工事の躯体工事及び仕上工事の一部は、別途工事により、現に施工中である。
⑸　工期　令和５年２月28日まで。
⑹　使用する主要な資機材　ガラス約740㎡
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムを使用しない方法により入札に参加する旨の届け出をした場合は紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式への変更に関しては沖縄防衛局総務部契約課に紙入札方式変更届を提出するものとする。
⑼　本工事は、契約の一連の手続きを電子契約システムで行う対象工事である。
ただし、電子契約システムにより難い場合は、発注者に申出のうえ紙契約方式に代えるものとする。
⑽　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
⑾　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させる「見積活用方式」の試行工事である。見積の提出期限までに建築工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）及び共通費のうち積み上げ分について記載した見積及び根拠資料（以下、「見積等」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。
⑿　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳明細書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。
⒀　受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
⒁　受注者からの請求による⑿の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
⒂　⑿の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
⒃　⑿の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。
⒄　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日制工事（受注者希望型）（現場閉所型）」の試行対象工事である。
⒅　本工事は、離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等の積算方法等を適用する工事である。
⒆　本工事を難工事に指定する。
２　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和３年12月24日付沖縄防衛局長）に示す手続きに従い、石垣島（３補）宿舎新設建築追加工事（その１）に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　防衛省における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、1,000点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、830点以上であること。
⑸　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成18年度以降入札公告日までに、次に掲げるアの工事を元請けとして完成・引渡しが完了した工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。
ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成18年度以降入札公告日までに、次に掲げるイの工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。
ア①　鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延床面積2,500㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。
②　離島において、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。
①及び②は同一契約でなくてもよい。（ただし、ＪＶの場合は、ＪＶ代表者以外の構成員が②の実績を有していればこれを求めない。）